

4月から

ごみの有料化がスタートします

町では、昨年10月に「ごみの減量化と有料化」について住民説明会を開催し、町民の皆さんにご理解とご協力をお願いしてきました。

その後、平成18年12月19日開会の第4回町議会定例会に「積丹町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」案を提出、12月20日に可決されました。これにより今年4月からいよいよ「指定袋方式」によるごみの有料化が実施されます。

今月号では、ごみ有料化の目的とごみ処理手数料の金額などについてお知らせします。

「循環型社会」を目指して

私たちが住むかけがえのない地球環境を守り、子どもたちの未来のためにも、今までの安易にごみを使い捨てる「一方通行型」の社会を抜けだし、ごみの減量や限りある資源を繰り返し利用する「循環型社会」をつくりあげていかなければなりません。

国では、平成3年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの役割分担を明確にしました。

北後志1市5町村 広域連合を設置

ごみ処理費用の抑制やダイオキシン対策など適正なごみ処理を行うため、平成14年4月、北後志1市5町村で構成する「北後志1市5町村焼却処理広域連合」が発足し、昨年11月、小樽市桃内地区に、新しい焼却施設が完成、広域での新たなごみ処理体制へと移行することとなりました。

事業者用ごみ収集を分離

今まで、事業所から排出されるごみ(事業系ごみ)については、一般家庭から排出されるごみ(生活系ごみ)と同じく町が処理してきました。しかし、先の定例町議会で制定された町条例では、生活系ごみの有料化の開始に伴い、法の趣旨に沿って、

事業系ごみについては、事業者自らの責任において処理することとしました(条例の公布日から5か月以内の規則で定める日)。

ごみ有料化の目的

◆ごみの減量化とリサイクルの推進
ごみの有料化により、一人ひとりがごみ処理経費を負担することで、ごみ処理やリサイクルについての意識を高め、ごみ排出量の抑制や分別の徹底につながり、循環型社会の原動力となることを目指しています。

◆費用負担の公平化

現在のごみの出す量に関係なく税金によって間接的に町民が費用を負担しています。有料化によって、ごみを出す量に応じて費用負担額が増減することになるため、ごみの減量に対する努力が反映され、ごみ処理に対する公平な費用負担とごみの減量化につながります。

◆適正処理費用の財源確保

ごみの有料化は、ごみ出しのルールをきちんと守るという意識と、ごみ処理費用を負担しているという認識のもとに、行政と町民との役割分担とコスト負担を明確にした協力関係を確立することができま

また、ごみ有料化によって、手数料収入をごみ処理に必要な経費の一部に充てることができます。

◆クリーンセンターの延命と巨額の建設費

現在、可燃ごみの焼却灰と不燃ごみは、積丹町クリーンセンター(総事業費約9億円、埋立目標期間：平成13年～平成28年)に埋め立てていますが、ごみ減量化によって、できるかぎりの延命により巨額の財政負担の軽減が図られます。

新たな負担の発生 ご理解とご協力を

町民の皆さんには、これまでのごみの分別やリサイクルの推進などにご協力をいただけてきました。

ごみ処理費用の有料化は、町民の皆さんには、新たな負担が発生することになりますが、循環型社会実現のため、ごみ減量化にご協力をお願いします。

ごみ処理手数料区分別料金表

区 分		単 位	金 額	備 考	
処 理 手 数 料	可 燃 不 燃 用	40ℓ(大)	90円	(5枚1組)	
		20ℓ(中)	50円	(10枚1組)	
		10ℓ(小)	30円	(10枚1組)	
	60ℓ(特大)	140円	事業系ごみ用(10枚1組)		
廃 プ ラ 用	40ℓ(大)	90円	(5枚1組)		
	20ℓ(中)	50円	(10枚1組)		
粗 大 粗 大 用	ご み 処 理 券	枚	90円	40ℓの有償ごみ袋に収納できない可燃ごみ又は不燃ごみ。ただし、一辺の最長が1m未満で、かつ、重量が20kg未満の粗大ごみ。	
処 分 手 数 料	粗 大 粗 大 用	自 己 搬 入	50kg まで	500円	ごみ処理券によるごみ以外の粗大ごみ。ただし、5kg増すごとに50円加算

(1)指定のごみ袋は、町商工会を通じて町内の商店などで販売する予定です。
(2)上記料金表は、町による事業系ごみの収集が分離されるまでの間は、生活系ごみと事業系ごみ共通です。